



長野県報

4月4日(木)
平成25年
(2013年)
第2459号

目 次

規 則

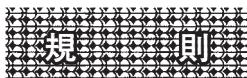
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物対策課)	1
--	---

告 示

長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定及び閲覧(自然保護課)	10
地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(住宅課)	10
地方自治法施行令に基づく県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(住宅課)	10
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	10
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	11

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	11
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課)	12
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課)	12
土地改良区連合の定款変更の認可(農地整備課)	12
合併による土地改良区の成立及び解散(農地整備課)	12
建設業法に基づく処分(建設政策課)	12
一般競争入札(道路管理課)	13
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定の停止(企業局)	14
一般競争入札(文化財・生涯学習課)	14



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第42号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の第3面を次のように改める。

(第3面)

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名	称	住	所
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号のチに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名	称	住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本	籍
		住	所
役員（申請者が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本	籍
		住	所

様式第6号の第2面を次のように改める。

(第2面)

様式第16号の第2面を次のように改める。

(第2面)

申請者（個人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所住		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名		住所所		
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号のチに規定する未成年者である場合）				
(個人である場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所住		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名		住所所		
役員（法定代理人が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所住		
役員（申請者が法人である場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所住		

様式第18号の裏面を次のように改める。

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号のチに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所

役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

政令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(備考) 1 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

(廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成20年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第47条中「財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県下水道公社」に改める。

様式第4号の第2面を次のように改める。

(第2面)

既に再生利用業の指定を有している場合はその指定番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	指定番号(申請中の場合には、申請年月日)

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住所

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号のハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本籍
		住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

役員（申請者が法人である場合）

様式第5号の第2面を次のように改める。

(第2面)

既に再生利用業の指定を有している場合はその指定番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	指定番号（申請中の場合には、申請年月日）

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本籍
		住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住所

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号のハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本籍 住所

(法人である場合)

(ふりがな) 名 称	住所
---------------	----

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

役員(申請者が法人である場合)

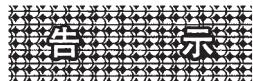
様式第8号の第2面を次のように改める。

(第2面)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物対策課



長野県告示第236号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第31条第1項の規定により、ブッポウソウに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該保護回復事業計画は、長野県環境部自然保護課、各地方事務所環境課及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 対象とする種

ブッポウソウ : Eurystomus orientalis

2 事業の目標

短期の目標として、現在の繁殖地における保護の取組を継続しつつ、その取組を近接する繁殖適地に拡大しながら、現在30つがいの繁殖数を、概ね5年後には35～40つがい程度が県内で繁殖することを目指す。

20年から50年後を見据えた中長期的な目標として、巣箱での営巣から現在の営巣場所周辺の里山における自然木の樹洞での繁殖を目指す。

3 事業の区域

県内における本種の繁殖地域及び近接する繁殖適地

4 保護回復のために取り組むべき事項

(1) 短期的な取組

- ア 巣箱かけ活動の継続拡大
- イ 観察者、写真撮影者等への注意の喚起
- ウ 地域における保護及び監視体制の構築

(2) 中・長期的な取組

- ア 現繁殖地での取組を周辺地域へ拡大
- イ 生息環境の確保
- ウ ブッポウソウに関するモニタリングの実施

自然保護課

長野県告示第237号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡、北佐久郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。）を次のとおり委託しました。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 受託者住所

東京都港区芝浦三丁目16番20号

2 受託者氏名

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

住宅課

長野県告示第238号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部守一

1 受託者住所

長野市大字南長野南県町1003番地1

2 受託者氏名

長野県住宅供給公社

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

住宅課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。